

両立支援レベルアップ 助成金の概要

平成20年
度版

仕事と家庭の両立を応援します



厚生労働省

財団法人

21世紀職業財団

両立支援レベルアップ助成金の概要

育児・介護雇用安定等助成金

両立支援レベルアップ助成金

支給機関: (財)21世紀職業財団
支給申請: (財)21世紀職業財団地方事務所

(参考) 中小企業子育て支援助成金

支給機関: 都道府県労働局
支給申請: (財)21世紀職業財団地方事務所

代替要員確保コース

育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業取得者を原職等に復帰させたとき

休業中能力アップコース

育児休業又は介護休業を取得した労働者が、スムーズに職場に復帰できるようなプログラムを実施したとき

子育て期の短時間勤務支援コース

小学校第3学年修了までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務の制度を設け、利用者が生じたとき

事業所内託児施設設置・運営コース

事業所内に労働者のための託児施設を設置・運営したとき

ベビーシッター費用等補助コース

労働者が育児・介護サービスを利用する際に要した費用の補助を行ったとき

職場風土改革コース

両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備を計画的に行ったとき

男性労働者育児参加促進コース

男性の育児参加を促進するモデル的な取組を実施したとき

申請企業が多い場合には、予算を勘案して対応させていただきますので、あらかじめご了承ください。

受給のためには

- 雇用保険の適用事業主又は事業主団体であることが必要です。
- 「中小企業」は、次のいずれかの区分に該当するものとなります。

区 分	小売業(飲食店含む)	サービス業	卸売業	その他の業種
資本又は出資の額	5千万円以下	5千万円以下	1億円以下	3億円以下
常用労働者数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

- 労働保険料を納入していない事業主等及び過去に給付金に関し不正行為を行った事業主等については、支給を受けられないことがあります。
- 中小企業子育て支援助成金は、常用労働者100人以下の事業主が対象となります。

代替要員確保コース

育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた事業主に支給します。

(1) 原職等復帰について、平成12年4月1日以降新たに就業規則等に規定した事業主の場合

① 最初に要件を満たした育児休業取得者 (支給対象労働者)が生じた場合	中小企業	50万円[40万円]※
	大企業	40万円[30万円]※
② 2人目以降の支給対象労働者が生じた場合 (最初に支給対象労働者が生じた日の翌日から5年間、 ①と合わせて1事業所当たり1年度10人まで)	中小企業	15万円
	大企業	10万円

(2) 原職等復帰について、平成12年3月31日までに既に就業規則等に規定していた事業主の場合

支給対象労働者が生じた場合 平成12年4月1日以降、支給対象労働者が生じた日の 翌日から5年間、1事業所当たり1年度10人まで	中小企業	15万円
	大企業	10万円

※[]内の金額は、常時雇用する労働者が300人以下で、一般事業主行動計画の策定・届出がない場合の金額です。

休業中能力アップコース

育児休業又は介護休業取得者がスムーズに職場復帰できるよう、これらの労働者の能力の開発及び向上を図るため、次のいずれか1つ以上の措置(職場復帰プログラム)を実施した事業主・事業主団体に支給します。

(1)在宅講習 (2)職場環境適応講習 (3)職場復帰直前講習 (4)職場復帰直後講習

支給限度額 支給対象労働者1人当たり	中小企業	21万円
	大企業	16万円

支給は
1事業所当たり
育児休業者
介護休業者
それぞれ延べ
100人までです。

(2)職場環境適応講習と(3)職場復帰直前講習を同一の月に併せて実施する場合は、当該期間中は職場復帰直前講習に係る職場復帰プログラムの方のみで支給となります。

一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法第12条に基づき、301人以上の労働者を常時雇用する事業主は、一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長に届け出る義務があります。

また、常時雇用する労働者が300人以下の事業主も、一般事業主行動計画の策定・届出に努める事が求められています。

次の(1)から(3)のいずれかの短時間勤務制度について、アからウの労働者を対象とした制度を就業規則等に規定し、労働者がこれらの制度を連続して6か月以上利用した場合に、事業主に支給します。

短時間勤務制度

- (1) 1日の所定労働時間を短縮する制度
- (2) 週又は月の所定労働時間を短縮する制度
- (3) 週又は月の所定労働日数を短縮する制度

対象者

- ア 小学校就学の始期から第3学年修了までの子を養育する労働者
- イ 3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者
- ウ 3歳に達するまでの子を養育する労働者

また、短時間勤務制度の利用促進に関して専門的資格を有する者(社会保険労務士、中小企業診断士等)の助言を受け、最初に支給対象労働者が生じた中小企業事業主に30万円を支給します。

アに該当する 制度の場合	① 支給対象労働者が最初に生じた場合	中小企業	50万円[40万円]※
		大企業	40万円[30万円]※
	② 2人目以降の支給対象労働者が生じた場合 (最初に支給対象労働者が生じた日の翌日から5年間、①とあわせて1事業主当たり延べ10人まで)	中小企業	15万円
		大企業	10万円
イに該当する 制度の場合	① 支給対象労働者が最初に生じた場合	中小企業	50万円[40万円]※
	② 2人目以降の支給対象労働者が生じた場合 (最初に支給対象労働者が生じた日の翌日から5年間、①とあわせて1事業主当たり延べ10人まで)		15万円
専門家に助言を 受けた場合	短時間勤務制度の利用促進に関して助言を受け、アまたはイの制度の支給対象労働者が最初に生じた場合(一般事業主行動計画の策定・届出がある場合)	中小企業	1事業主1回限り 30万円
ウに該当する 制度の場合	短時間勤務制度の利用促進に関して助言を受け、ウの制度の支給対象労働者が最初に生じた場合(一般事業主行動計画の策定・届出がある場合)	常時雇用する 労働者数が 101人以上の 中小企業	1事業主1回限り 30万円

※[]内の金額は、常時雇用する労働者が300人以下で、一般事業主行動計画の策定・届出がない場合の金額です。

事業所内託児施設設置・運営コース

労働者のための託児施設を事業所内(労働者の通勤経路またはその近接地域を含む)に設置、運営及び増築を行う事業主(共同して事業所内託児施設の設置等を行う複数の事業主を含む)・事業主団体に、その費用の一部を助成します。

また、保育遊具等購入費用の一部についても助成します。

	助成率等	助成限度額	
設置費		2,300万円	
運営費 (運営開始後5年間)	中小企業3分の2* 大企業2分の1 1事業主1施設限り	通常型	施設の現員に応じ 最高699万6千円
		時間延長型	施設の現員に応じ 最高951万6千円
		深夜延長型	施設の現員に応じ 最高1,014万6千円
		体調不調児対応型	上記それぞれの型の運営に係る額+165万円
増築費	2分の1	増築	1,150万円 〔5人以上の定員増を伴う増築、 体調不調児のための安静室等の整備〕
		建替え	2,300万円(5人以上の定員増を伴う建替え)
保育遊具等購入費	自己負担金10万円を控除した額	40万円	

*平成19年4月1日から平成22年3月31日までの措置です。

ベビーシッター費用等補助コース

労働者が育児・介護サービスを利用する際に要した費用の全部又は一部について、補助等を行う旨を就業規則等に規定し、実際に費用補助等を行った事業主に、その補助等の額の一定割合を助成します。

助成率	中小企業	2分の1
	大企業	3分の1

年間限度額は企業規模にかかわらず、
1人当たり30万円、かつ、
1事業所当たり360万円です。
また、支給は1事業所当たり5年間を限度とします。

また、労働者の育児・介護サービス利用料を補助する制度を平成10年4月1日以降新たに設けた事業主で、初めて労働者に費用補助を行った場合に、上記の費用助成に加えて一定額の助成をします。

支給額(1事業主につき)	中小企業	40万円[30万円]※
	大企業	30万円[20万円]※

※[]内の金額は、常時雇用する労働者が300人以下で、一般事業主行動計画の策定・届出がない場合の金額です。

職場風土改革コース

労働者に対する両立支援を推進するため、両立支援制度を労働者が気兼ねなく利用することができるよう、職場風土改革に計画的に取り組む事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下で、かつ、子育て世代の労働者が50人以上の事業主)を(財)21世紀職業財団地方事務所長が指定した上で、指定を受けた事業主が成果をあげた場合に支給します。

1年度目	事業実施前に比べ両立指標の得点が向上した事業主	50万円
2年度目	1年度目よりさらに両立指標の得点が向上した事業主	50万円
	2か年度にわたる取組みの結果、女性の育児休業取得率が80%以上、かつ、事業終了後の両立指標の得点が190点以上の事業主	50万円を加算

加算については、1年度目、2年度目の2か年にわたって支給を受けた事業主が対象となります。

男性労働者育児参加促進コース

男性の育児休業取得を促進するなど、男性の育児参加を可能とするような職場づくりに向けた取組を行う事業主を、(財)21世紀職業財団地方事務所長が指定した上で、指定を受けた事業主が実際に一定の取組を行った場合に、1年度につき50万円、2年度を限度として支給します。

(参考)中小企業子育て支援助成金

常用労働者100人以下の企業において、育児休業取得者、短時間勤務制度の利用者が初めて生じた事業主に支給します。

	1人目	2人目
支給額 (育児休業取得者、短時間勤務利用者のいずれかの対象者が初めて出た場合に、2人目まで支給)	育児休業 100万円 短時間勤務 利用期間に応じ60万円、80万円、又は100万円	育児休業 60万円 短時間勤務 利用期間に応じ20万円、40万円、又は60万円

同一の事業主であって、1人目と2人目の支給申請の対象労働者が同一である場合は、当該対象者は、1人目のみの申請対象となります。

(注)支給機関は、各都道府県労働局です。なお、支給申請書は(財)21世紀職業財団地方事務所提出してください。詳細は各都道府県労働局、又は(財)21世紀職業財団各地方事務所にお問い合わせください。

財団法人 21世紀職業財団

(財)21世紀職業財団は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく厚生労働大臣の指定法人として、労働者の職業生活と家庭生活の両立を支援する事業を実施しています。